

議案第12号

富津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
富津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）第11条により改正された高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）が施行されることに伴い、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により住所地特例の適用を受けていた被保険者が後期高齢者医療制度においても引き続き当該住所地特例の適用を受けることから、当該者を保険料を徴収すべき被保険者として定めるため、条例の一部を改正するものである。

富津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

富津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年富津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「法第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「、病院等（同項）」を「、病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富津市後期高齢者医療に関する条例第3条の規定は、前項に規定する施行日以後に同条各号に該当するに至ったことにより後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、同項に規定する施行日前に後期高齢者医療の被保険者となつた者については、なお従前の例による。